

佐賀県訓令甲第二号

健康福祉本部

各保健福祉事務所

各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成十八年佐賀県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一項第四十四号から第四十八号までを次のように改める。

四十四から四十八まで 削除

第二条第一項第五十八号を次のように改める。

五十八 削除

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。